

甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金交付要綱

令和7年3月31日

告示第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号に規定する一般介護予防に基づき、高齢者の社会参加、生きがいづくり、健康保持等を行い、要介護状態等となることを予防又は軽減することを目的とし、高齢者同士又は多様な世代間の交流や実情に応じた多様な活動を行う場として集える場（以下「通いの場」という。）を整備及び運営する者に対し、予算の範囲内で甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、甲州市補助金等交付規則（平成17年甲州市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の集会所、公共施設、個人宅、空き家、事業所の空きスペース等を利用し、通いの場を整備及び運営する団体（代表者を含めて3人以上の構成員がいるものに限る。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 通いの場整備事業
- (2) 通いの場運営事業

2 通いの場運営事業は、高齢者を中心に地域住民に対して、定期的な通いの場を開催する事業とし、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 通いの場において、次に掲げるいずれかの活動を実施すること。
 - ア 体操、運動
 - イ 茶話会
 - ウ レクリエーション
 - エ その他市長が適当と認める活動

- (2) 通いの場において、市長が別に定める心身機能の維持向上を目指した介護予防の取組のいずれかを年1回以上実施すること。
 - (3) 通いの場を1月あたり1回以上開催することを基本とし、年間概ね10回以上開催すること。
 - (4) 通いの場1回の開催につき1時間30分以上実施すること。
 - (5) 通いの場1回の開催において、参加予定の者の3人以上が本市に住所を有する者であり、かつ、その参加予定の者の半数以上が65歳以上であること。
 - (6) 通いの場を市内の屋内施設で開催すること。ただし、活動内容により、公園等の屋外で開催することができるものとする。
 - (7) 通いの場での活動は、参加者が限定される特定の活動に偏らず、誰もが参加できるように配慮されていること。
 - (8) 通いの場で行われる活動が、次に掲げる活動のいずれにも該当しないこと。
 - ア 営利若しくは政治活動又は宗教活動を目的とする活動
 - イ 法令又は公序良俗に反する活動
 - ウ その他市長が不適當であると認める活動
 - (9) 補助対象者は、通いの場及び活動の様子を市ホームページ、広報等への掲載することに同意すること。
- 3 前項の規定にかかわらず、他の補助金等の交付を受けて実施される活動は、補助対象事業としない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 規則第2条の規定による申請は、甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金交付申請書（様式第1号）により行うものとする。

- 2 通いの場運営事業に係る前項の規定による申請は、補助対象者1団体当たり、一の年度につき1回限りとする。

(事業の変更又は中止)

第6条 規則第5条の規定による届は、甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金（変更・中止）届（様式第2号）により行うものとする。

(交付)

第7条 この補助金の交付は、精算払とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 前項ただし書の規定により概算払を受けようとする補助対象者は、甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金概算払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第6条の規定による報告は、甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金実績報告書（様式第4号）により行うものとする。

(関係書類の保管)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、補助対象事業完了年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業区分	補助対象経費	補助金額
通いの場整備事業	通いの場を整備（事業開始初年度に行う1回の整備に限る。）するための椅子、机、体操用具、血圧計、CDラジカセ、DVDプレイヤー、モニター等の備品購入費	次に掲げる額のどちらか低い方の額 (1) 補助対象経費の合計額 (2) 50,000円
通いの場運営事業	通いの場を運営するために要する次に掲げる経費 (1) 食料費 (2) 報償費 (3) 消耗品費 (4) 通信運搬費 (5) 保険料 (6) 印刷費 (7) 集会所等の使用料等 (8) その他通いの場の運営に必要であると認められる経費	通いの場開催1回につき次に掲げる額のどちらか低い方の額。ただし、一の年度において52回開催分を限度とする。 (1) 補助対象経費の合計額 (2) 2,000円

年 月 日

(宛先) 甲州市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名
連絡先

甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金交付申請書

甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金の交付を受けたいので、甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

交付申請額			円
内訳	通いの場運営事業		円
	通いの場整備事業		円

添付書類

- (1) 通いの場運営事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他の書類

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

(宛先)甲州市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金(変更・中止)届

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金について、甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金補助金要綱第6条の規定により、次のとおり(変更・中止)を届出ます。

補助金等交付 決定年月日	年 月 日	補助金等交付 決定通知番号	第 号
変更等の内容及び理由			
変更前の交付申請額			円
変更後の交付申請額			円
返還金			円
変更の年月日	年 月 日		

添付書類

- (1) 変更実施計画書
- (2) 変更収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他の書類

年 月 日

(宛先)甲州市長

申請者 住 所
 名 称
 代表者氏名

甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付（変更交付決定）の
 あった甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金の概算払を受けたい
 ので、甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金交付要綱第7条の規
 定により、次のとおり請求します。

- 1 請求額 円
 内訳：通いの場整備事業 円
 通いの場運営事業 円

2 理由

3 支払い方法（どちらか記入ください。）

- (1) 現金払い 受取希望日（ 年 月 日）※毎週木曜日を除く
 (2) 振り込み

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

問い合わせ先 _____ 連絡先（電話番号） _____

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付（変更）決定のあつた補助対象事業が完了したので、甲州市高齢者等通いの場整備及び運営支援補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

年度

開 催 場 所	
開 催 回 数	
参 加 人 数	実人数 人 延べ人数 人
運 営 ス タ ッ フ	
開 催 内 容	

添付書類

- (1)通いの場開催報告書
- (2)収支決算書
- (3)事業に要した経費の支出を証する書類の写し
- (4)その他市長が必要と認めた書類